

平成30年 8 月 31日
東京都住宅供給公社

労働安全衛生法に基づく届出不備に関する手続きの完了について

平成30年6月12日に、当公社が設置した非常用発電機の燃料タンク等において、労働安全衛生法第88条関連の設備設置等に係る計画の届出不備があったことが判明した旨をお知らせしました。

この度、所管の労働安全基準監督機関の指導に基づき、順次届出を行い、全ての届出について手続きが完了いたしましたのでお知らせいたします。

1 届出不備の内容

法令で定められた規模以上の非常用発電機の燃料タンク等を設置する場合、労働安全衛生法第88条第1項により設置工事の30日前までに労働基準監督署に計画の届出が必要でしたが、対象となる当公社の工事の7件(※)につき、届出不備が確認されました。(※ 6月12日公表時点では10件としていたが、調査の結果、7件と判明した。)

2 施設の安全性

当公社の燃料タンク等の設置に当たっては、消防法に基づく許認可等の手続きや検査などを適切に実施しています。また、設置後も定期的な日常点検や消防法に基づく点検を計画的に実施しており、安全上の問題はありません。

<お問合せ先>

東京都住宅供給公社

住宅営繕部 技術管理課

電話：03-3409-2261(代)